

# 主な新型コロナウイルス関連融資 比較一覧表

	経営支援資金 (セーフティ枠)	経営支援資金 (危機対応枠)	経営支援資金 (新型コロナウイルス感染症対応枠) 3年間無利子	経営支援資金 (観光関連緊急対策枠) 1年間無利子									
ご利用いただける方	<p><b>【セーフティネット保証4号】</b> (責任共有制度対象外) ○指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること ○指定を受けた災害等の発生に起因して、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比し20%以上減少することが見込まれること</p> <p><b>【セーフティネット保証5号】</b> (責任共有制度) 指定される不況業種であり、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者</p> <p>※場合により、最近1か月の実績とその後2か月の見込みで認定可能となるように運用が緩和されています。 過年度実績比較できない方でも利用できる場合があります。</p>	<p><b>【危機関連保証】</b> (責任共有制度対象外) ○金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。 ○指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。</p> <p>過年度実績比較できない方でも利用できる場合があります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、 <b>【セーフティネット保証4号】</b> <b>【セーフティネット保証5号】</b> <b>【危機関連保証】</b> のいずれかの認定を受けた中小企業者 (認定は事業所のある市町村へ申込み)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、 <b>【セーフティネット保証4号】</b> <b>【セーフティネット保証5号】</b> <b>【危機関連保証】</b> のいずれかの認定を受けた<b>観光関連事業者</b> (※)</p>									
利率(年)及び保証料	<p>利率 4号：1.2%以内 5号：1.4%以内</p> <p>保証料 4号：0.6% 5号：0.5% (セーフティネット保証制度を活用)</p>	<p>利率 1.2%以内</p> <p>保証料 0.5% (危機関連保証制度を活用)</p>	<p>利率 4号または危機関連：1.2%以内 5号：1.4%以内</p> <p>保証料 0.85%</p> <p>ただし、以下の要件を満たせば、無利子、保証料の減免</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>売上高 5% 以上減少</td> <td>売上高 15% 以上減少</td> </tr> <tr> <td>個人事業主 (事業性のある フリーランス含む 小規模のみ)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>保証料ゼロ 3年間金利ゼロ</b></td> </tr> <tr> <td>小・中規模 事業者 (上記を除く)</td> <td>保証料 1/2</td> <td><b>保証料ゼロ 3年間金利ゼロ</b></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担</p>		売上高 5% 以上減少	売上高 15% 以上減少	個人事業主 (事業性のある フリーランス含む 小規模のみ)	<b>保証料ゼロ 3年間金利ゼロ</b>		小・中規模 事業者 (上記を除く)	保証料 1/2	<b>保証料ゼロ 3年間金利ゼロ</b>	<p>※以下の観光客向けにサービスを提供する施設を営んでいる中小企業者 ①宿泊施設 (ホテル、旅館、民宿等) ②温泉保養施設 (露天風呂、クアハウス等) ③交通施設 (観光貸切バス、遊覧船等) ④休憩食事施設 (レストラン、観光会館等) ⑤観光土産品販売施設 (土産物屋等) ⑥その他 (不特定多数の者が利用する観光施設と認められる施設)</p> <p>利率 4号または 危機関連：1.2%以内 5号：1.4%以内</p> <p><b>ただし、1年間無利子 全期間保証料ゼロ</b></p>
	売上高 5% 以上減少	売上高 15% 以上減少											
個人事業主 (事業性のある フリーランス含む 小規模のみ)	<b>保証料ゼロ 3年間金利ゼロ</b>												
小・中規模 事業者 (上記を除く)	保証料 1/2	<b>保証料ゼロ 3年間金利ゼロ</b>											
限度額	8,000万円 (別枠保証)	8,000万円 (別枠のさらに別枠保証)	4,000万円 (活用した保証制度の限度額の内数)	4,000万円 (活用した保証制度の限度額の内数)									
期間	10年以内 (うち据置1年以内)	10年以内 (うち据置2年以内)	10年以内 (うち据置5年以内)	10年以内 (うち据置1年又は2年以内)									
備考	<p>県融資制度をご利用の際には、県内に支店のある<b>最寄りの金融機関窓口</b>へ。 <b>セーフティ枠、危機対応枠をご利用の際には、事業所のある市町村への認定申込みが必要</b>です。 また、更なる資金需要がある場合には、一般保証制度を活用する経営支援資金 (一般枠) (上限8,000万円) もあります。</p>			<p>新型コロナウイルス感染症対応枠及び観光関連緊急対策枠の取扱期間は 令和2年12月31日保証申込受付かつ 令和3年1月31日融資実行分までとなります。</p>									

# 主な新型コロナウイルス関連融資 比較一覧表

	日本政策金融公庫				商工中金
	経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	マル経融資 (小規模事業者 経営改善資金)	新型コロナウイルス 対策マル経融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (危機対応融資)
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方	商工会議所や商工会などの経営指導（原則6カ月以上）を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度	従来（左記マル経融資）に加えて、別枠で追加措置  ○新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が5%以上減少した小規模事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも該当する中小企業・小規模事業者の方 ○最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること ○中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること  ※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模のみ）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額
利率 (年)	【国民生活事業】(注1) 基準利率：2.16% 【中小企業事業】(注2) 基準利率  (注1) 令和2年6月11日時点で適用される利率です。 (無担保・返済期間5年の場合) (注2) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	特別利率F：1.21% (注3)  (注3) 令和2年6月11日時点で適用	特別利率F：1.21% (注3) ただし、 <b>当初3年間は特別利率F-0.9%</b>  【備考】 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、 <b>当初3年間は実質無利子</b> となる予定です。  (注3) 令和2年6月11日時点で適用	【国民生活事業】基準利率：1.36% (注1) 【中小企業事業】基準利率 (注2) ただし、下記融資限度額上限のうち 国民：4,000万円以内 中小：2億円以内 の範囲内で融資後3年目までは <b>基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率</b>  【備考】 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、 <b>当初3年間は実質無利子</b> となる予定です。	商工中金所定の利率 (下限は日本公庫の基準金利。(2020年6月11日現在) 1.11% (注)) 融資額1億円の範囲内で融資後3年目までは基準金利-0.9%、4年目以降は基準金利  【備考】 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、 <b>当初3年間は実質無利子</b> となる予定です。
限度額	国民生活事業 4,800万円 中小企業事業 7億2,000万円	国民生活事業 2,000万円	別枠 1,000万円	国民生活事業：別枠 8,000万円 中小企業事業：別枠 6億円	上限無し
期間	設備15年以内 (うち据置3年以内) 運転8年以内 (うち据置3年以内)	設備10年以内 (うち据置2年以内) 運転7年以内 (うち据置1年以内)	設備10年以内 (うち据置4年以内) 運転7年以内 (うち据置3年以内)	設備20年以内 (うち据置5年以内) 運転15年以内 (うち据置5年以内)	運転15年以内 (設備20年以内) (据置5年以内)
備考	相談窓口 和歌山支店 国民生活事業 073-422-3151 休日窓口 0120-112476 中小企業事業 073-431-9301 休日窓口 0120-327790 田辺支店 国民生活事業 0739-22-6120				相談窓口 073-423-2255